

平成23年3月15日

【照会先】

(福祉貸付事業)

(医療貸付事業)

社会・援護局福祉基盤課

医政局総務課

課長補佐 徳永 光則(内線 2861)

課長補佐 小野 勝(内線 2515)

振興係長 吉元 信治(内線 2866)

医療係長 新美 博規(内線 2521)

(代表電話)03-5253-1111

(直通番号)03(3595)2616

(直通番号) 03-3595-2189

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた社会福祉施設、医療機関等への災害復旧のための貸付について

地震により被災した社会福祉施設、医療機関等の早期復旧を支援するため、福祉医療機構による貸付について、融資率、貸付利率等の優遇措置を講じます。

<災害復旧貸付の概要(利率は平成23年3月15日現在)>

【福祉貸付事業】

被災した社会福祉施設等の優遇措置

(設置・整備資金)

- ・ 融資率(自己負担額のうち、融資できる割合)

通常貸付時の融資率が70%の施設 → 75%に引き上げ

通常貸付時の融資率が75%の施設 → 80%に引き上げ

- ・ 貸付利率

通常の貸付利率 1.50% ~ 1.60% → 無利子

※特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等は除きます。

(経営資金)

- ・ 融資率

通常貸付時の融資率が70%の事業 → 75%に引き上げ

通常貸付時の融資率が75%の事業 → 80%に引き上げ

- ・ 貸付利率 通常の貸付利率に同じ 1.3%

【医療貸付事業】

被災した医療機関等の優遇措置

・ 貸付限度額

病院(建築):	7.2億円	→	<u>14.4億円</u>
診療所(建築):	5億円	→	<u>10億円</u>
診療所(機械):	2,500万円	→	<u>5,000万円</u>
病院(長期運転資金):	1,500万円	→	<u>3,000万円</u>
診療所(長期運転資金):	300万円	→	<u>600万円</u> 等

・ 融資率

通常貸付時の融資率 75%または80% → 90%に引き上げ

・ 貸付利率

通常の貸付利率 1.3%~2.0% → 0.4%~1.1%(0.9%の引き下げ)
(1,000万円まで、貸付後3年間)

・ 償還期間

機械整備:	5年以内(6ヶ月据置)	→	<u>5年6ヶ月以内(1年据置)</u>
長期運転資金:	3年以内(6ヶ月据置)	→	<u>3年6ヶ月以内(1年据置)</u>

【返済猶予手続き】

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面6か月の返済猶予(元利金)を実施する。

<貸付の問い合わせ先>

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付事業部 (連絡先)03-3438-9298

医療貸付事業部 (連絡先)03-3438-9940

アドレス <http://hp.wam.go.jp/>